

農協・銀行・信用金庫・信用協同組合を利用する農業者等の方々へ

農業信用保証保険制度のご案内

農業信用保証保険制度は、多くの農業者等の方々の信用を補完し、経営改善等に役立っています。本制度を有効にご活用下さい。



農業信用保証保険制度のあらまし

農業信用保証保険制度とは

農業信用保証保険制度は、農業者等の信用力を補完し必要とする資金が円滑に供給されることにより、農業経営の改善、農業の振興に資するようにするために設けられた制度です。

具体的には、農協や都道府県等の出資により設立された農業信用基金協会（略称「基金協会」）が、融資機関から資金の貸付けを受ける農業者等の債務を保証し、この保証について独立行政法人農林漁業信用基金（略称「信用基金」）が行う保証保険により補完する仕組みとなっています。

また、信用基金は、基金協会が保証する場合を除き、融資機関の大口貸付等について直接保険引受をする融資保険を行っています。

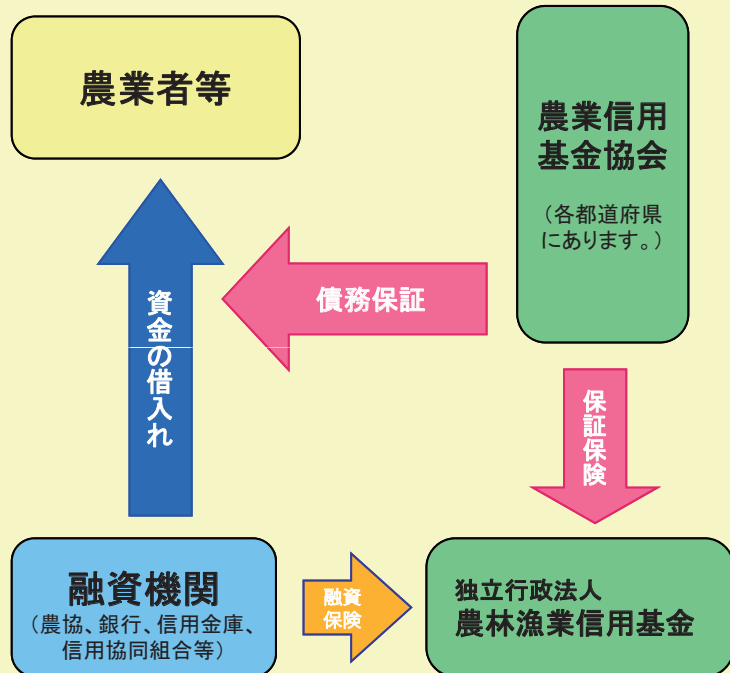


農業の特性



- ① 自然条件や経済状況の変化によるリスクが高い。
- ② 生産サイクルが長く収益機会が少ない。
- ③ 担保が農地等で特殊である。

農業信用保証保険制度の仕組み

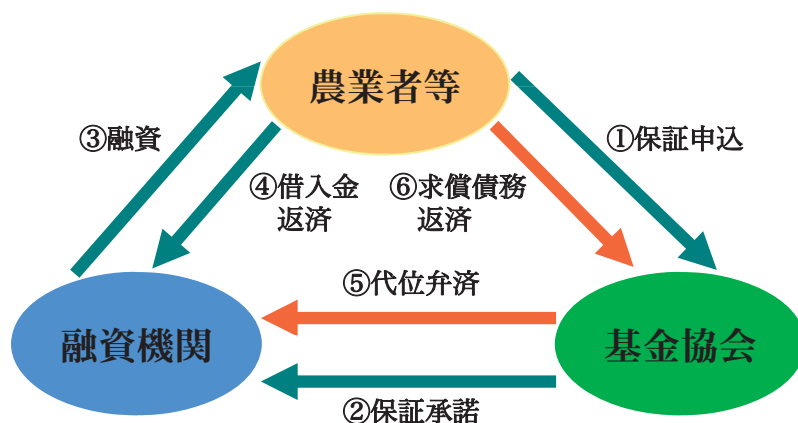


農業信用基金協会とは

「農業信用基金協会」は、農業信用保証保険法に基づく法人であり農業者等の方々が必要とする資金の円滑な融通を図るために設立された公的な保証機関です。

基金協会は各都道府県毎にあり、都道府県を区域として債務保証業務を行っています。

債務保証の仕組み



農業者等とは

- ① 農業を営む者及び農業に従事する者
(個人、法人、任意団体のいずれも該当します。)
- ② 農協、農業協同組合連合会
- ③ 農業振興公益法人、農業協同会社その他①、②の者が組織する法人

農業に従事する者とは

農地を所有せず、また、農業経営を行っていないくても、農業を営む者に雇用されている方や委託を受けて農作業を行う方なども「農業に従事する者」に該当します。
例えば、建設業者が農作業受託された場合等も対象となります。

債務保証を利用できる方とは

基金協会の会員になっている農業者等の方々及び基金協会の会員になっている農協の組合員の方々が基金協会の債務保証を利用できます。

基金協会の会員又は基金協会の会員である農協の組合員への加入を希望される方は、住所地を区域とする基金協会、農協にご相談下さい。

債務保証を利用できる融資機関とは

基金協会の債務保証を利用できる融資機関は、基金協会と債務保証契約を締結している農協・信農連・銀行・信用金庫・信用協同組合などになります。

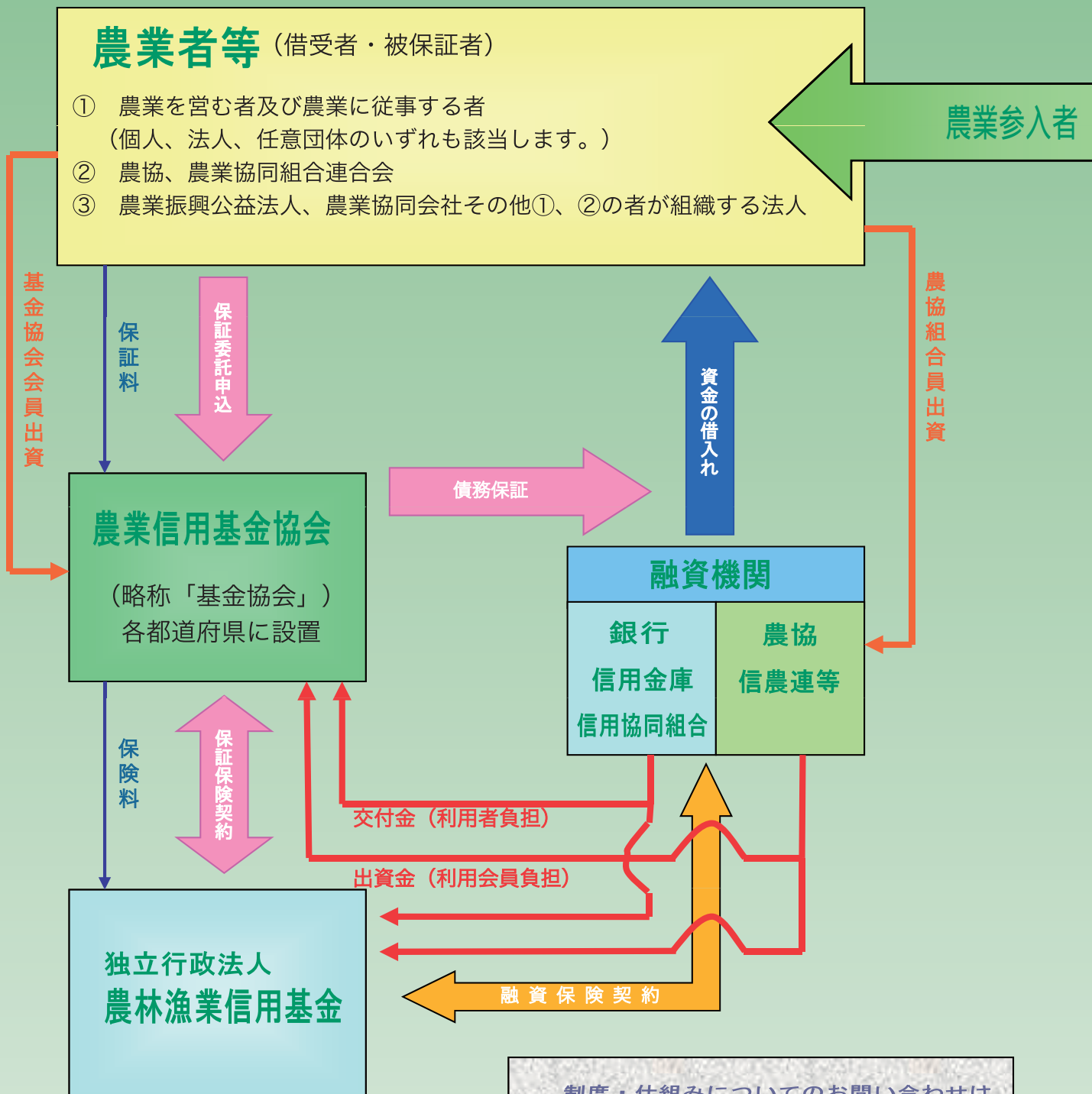
◆ 詳細な内容につきましては、次頁以降をご覧ください。 ◆

農業信用保証保険制度の概要

農業信用保証保険制度

農業者等が必要とする資金を保証・保険の対象としており、農業生産及びこれに直接関連する加工、流通、販売等の事業を行う場合も、保証・保険の対象としています。

連携



制度・仕組みについてのお問い合わせは農林水産省でお受けいたします。
なお、個別の取引や審査に関する相談には応じられません。